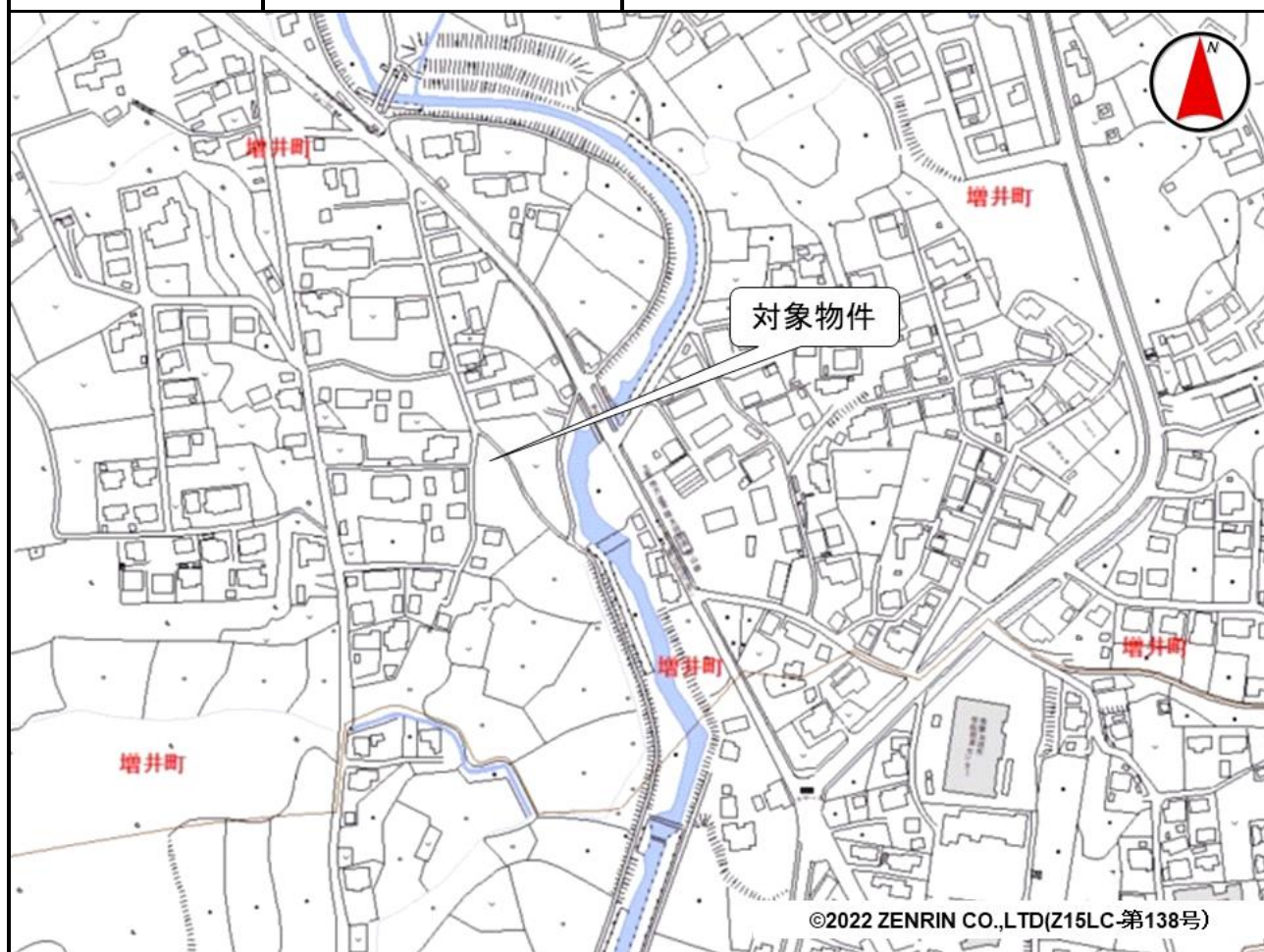


売却区分番号	1744-1		
見 積 価 額	¥1,210,000	公 売 保 証 金	¥200,000
財 産 の 表 示	1 所在 茨城県常陸太田市増井町字宿 地番 63番1 地目 畑 地積 630平方メートル 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 40% 容積率 80% 建築基準法第22条適用区域		
接 道 状 況	西側 幅員約2.5メートル 舗装市道 ほぼ等高接面（水路を介して） 当該市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。 北東側 幅員約2.5メートル 舗装市道 ほぼ等高から約0.5メートル低位接面 当該市道は、建築基準法上の道路判定が未了です。		
地 盤 ・ 地 勢	おおむね平坦ですが、北側の一部に段差（窪み）があります。		
使 用 状 況 等	耕作されておらず、北側は雑草等が繁茂しています。 所有者不明のブルーシート・ワラ束が放置されています。		
管 理 状 況 等	－		
特 記 事 項	買受人の資格その他の要件 市街化区域にある農地ですが、利用目的にかかわらず「買受適格証明書」の提出が必要です。 詳細は常陸太田市農業委員会事務局（電話0294-72-3111）にお問い合わせください。		
住 居 表 示 等	茨城県常陸太田市増井町63番1		
最 寄 駅 等	JR（東日本）水郡線 常陸太田駅 北西方約2.9キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

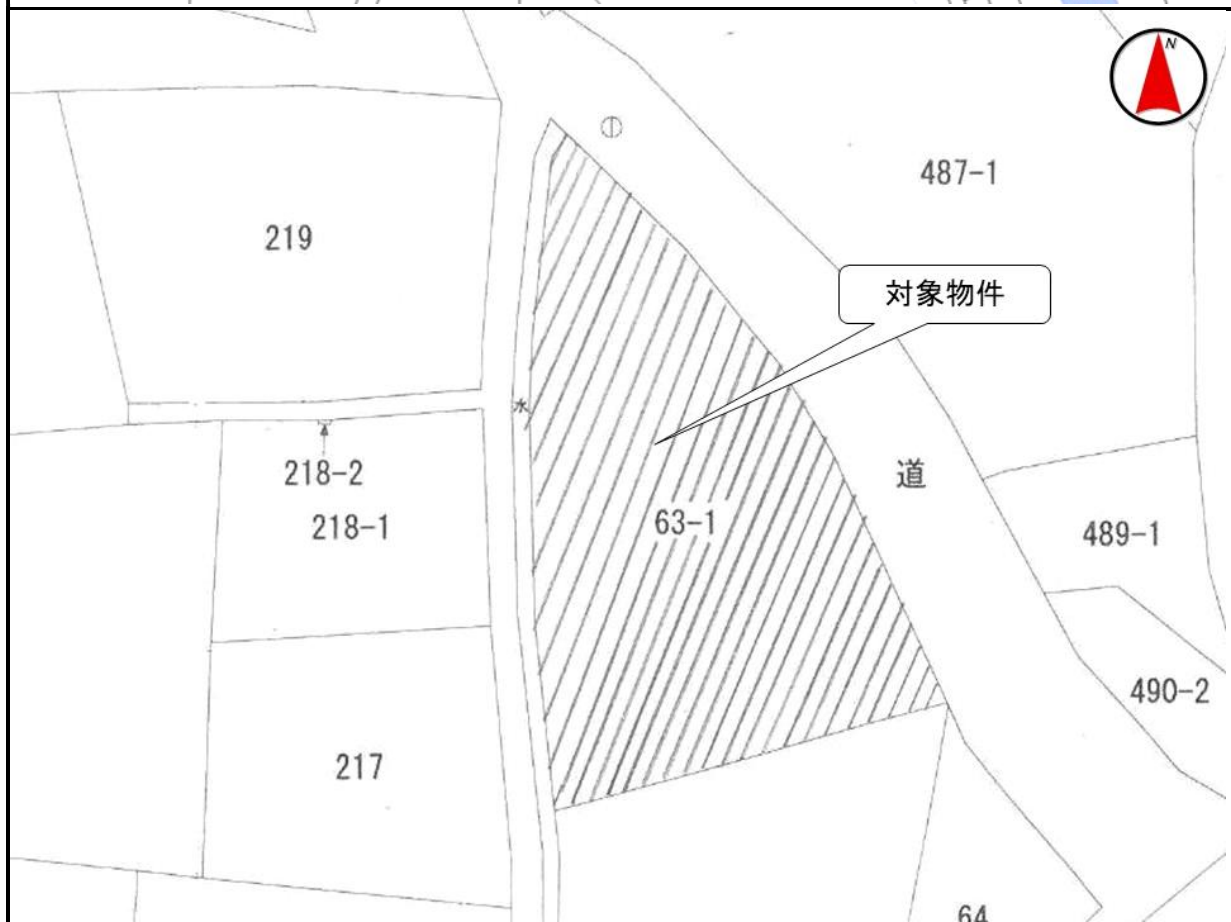
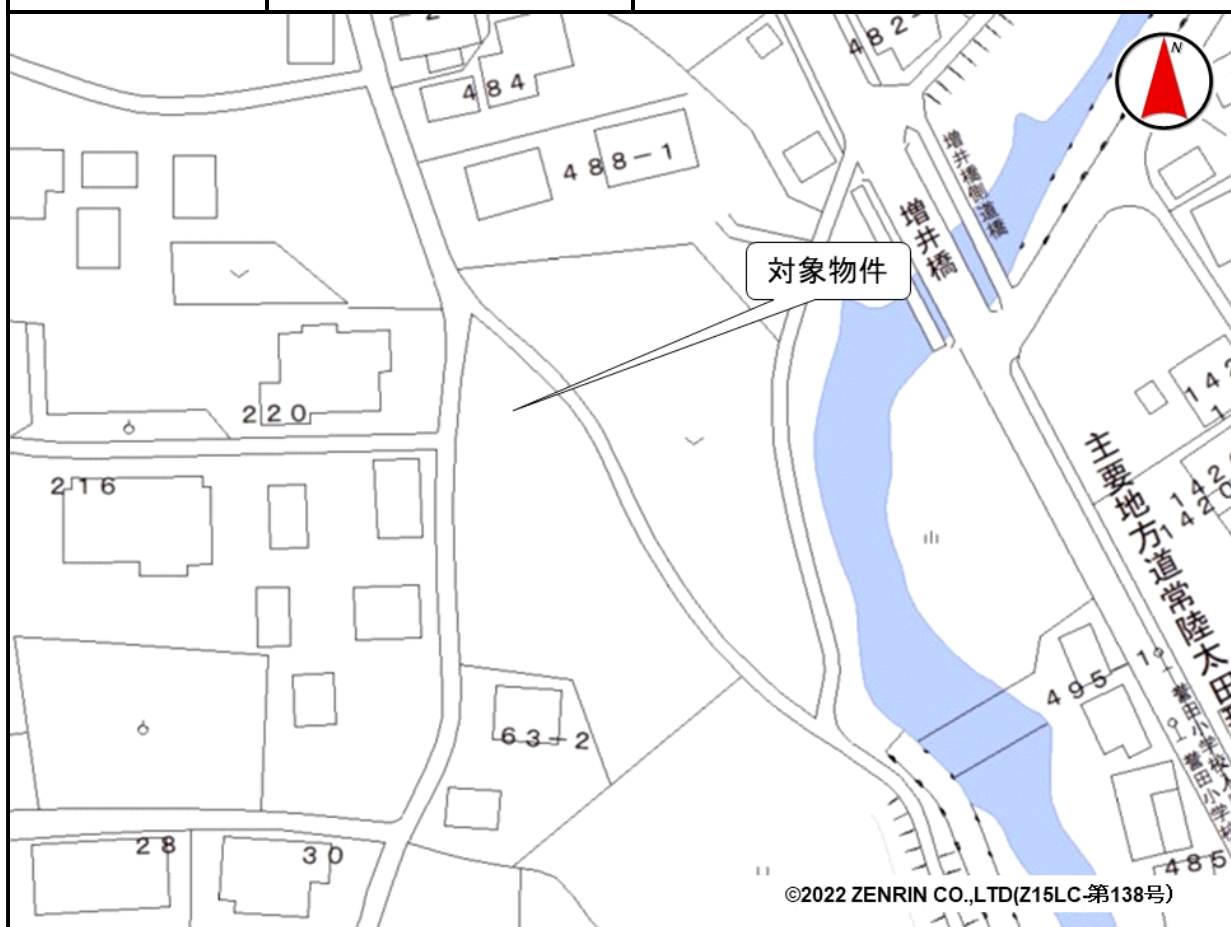
売却区分番号

1 7 4 4 - 1



売却区分番号

1744-1



売却区分番号

1 7 4 4 - 1

